税 証明の請求には本人確認の書類が必要です

市では、個人情報の漏えい防止や守秘義務徹底のため、税に関する証明を請求するときには、窓口に来た人が本人であることの確認を行っています。
また、本人以外の人が請求するときは、委任状の提出が必要です。

本人確認書類とは

税に関する証明の請求手続きのときに、請求者(窓口に来た人)の本人確認を行います。

本人確認には、原則として公的機関が発行した顔写真付き証明書(運転免許証やパスポート、住民基本台帳カード)などの提示をお願いします。なお、請求書への押印は不要です。

委任状が必要な場合

また、夫婦や同居親族であっても、本人以外が請求をする場合には、委任状の提出が必要となります。

また、代理の人が証明を請求するときには、代理人の本人確認も行います。

●委任状に必要な事項

委任状は、委任をする本人が作成し、次の事項を必ず記載してください。

①委任者(依頼人)の住所・氏名・生年月日・電話番号・押印
②代理人の住所・氏名
③委任状を作成した日付
④「税証明請求に関することを委任する」という内容の文言

委任状の記入例

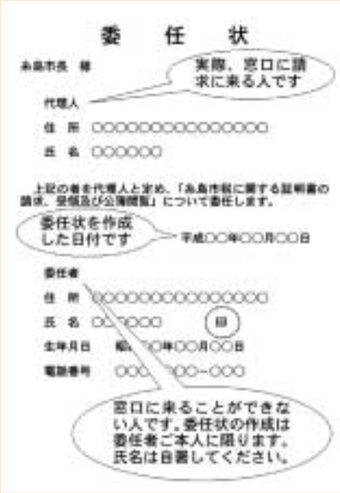

新年度の所得証明

平成23年度(平成22年分)の所得(課税)証明は、納税方法によって証明開始時期が異なります。

●給与差し引きで納税している人…5月中旬から
●個人で納税している人や年金差し引きの人…6月中旬から

問い合わせ
糸島市市民課
☎(332)2065

大丈夫ですか? 退職や転入、転居のときは14日以内に手続き あなたの年金

「仕事を退職したときは、加入手続き」「引っ越したときは住所変更」などの手続きが必要です。国民年金に加入しないままでいると、年金を受け取れない恐れがあります。

退職したとき

20歳から60歳未満の人で、退職して厚生年金や共済年金を脱退した場合は、14日以内に国民年金の加入手続きが必要です。また、退職者に扶養されていた60歳未満の配偶者も同じく手続きが必要です。

国民年金に加入しないままにしていると、保険料の未納期間となり、年金を受けることができなくなる恐れがあります。

必要なもの 社会保険などの資格喪失証明書または離職票、年金手帳、印鑑(本人自署の場合不要)

提出先 糸島市国保年金課または二丈・志摩支所総合窓口課

保険料の免除制度

経済的な理由で保険料を納めることが難しいときは「申請免除制度」があります。本人や配偶者、世帯主の所得が一定要件を満たせば、保険料の一部または全額が免除されます。

免除した期間は年金の受給資格期間に含まれ、保険料は10年以内なら後払いすることもできます。

必要なもの 年金手帳、印鑑(本人自署の場合不要)、雇用保険被保険者離職票の写しまたは、雇用保険受給資格者証の写し。

※平成22年1月以降に転入してきた人は、前住地での所得証明が必要です。

転入・転居したとき

転入や転居で住所を変更したときは、住所変更の手続きが必要です。

①国民年金と厚生年金の受給者は住所変更届はがきを市役所国保年金課や各支所総合窓口課で受け取り、記入・押印して年金事務所に郵送。

※共済年金受給者は、共済組合にお尋ねください。

②国民年金第1号被保険者(農業・自営業・学生など)は市役所国保年金課や各支所総合窓口課で手続きをします。

③国民年金第2号被保険者(厚生年金や共済年金に加入している会社員や公務員)は勤務先で手続きをします。

④国民年金第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)は配偶者の勤務先で手続きをします。

問い合わせ
糸島市国保年金課
☎(332)2071

平成23年度固定資産税納税通知書を送付します

平成23年1月1日現在で、市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を持っている人を対象に、固定資産税納税通知書を発送します。

コンビニでも納付

平成23年度から固定資産税が全国の主なコンビニエンスストアで納付することができるようになりました。詳しくは納税通知書に同封のコンビニ納税のお知らせを参照してください。

なお、固定資産税の納税通知書は、4月11日(月)に発送する予定です。

※納税額などの理由によりコンビニ納付ができない場合があります。

固定資産税の減免

天災などの特別な事情がある場合は、次の固定資産のうち、必要があると認めるものについては、その所有者に対して課税する固定資産税を減免しています。

①貧困により生活のため扶助を受ける人の所有する固定資産。
②公民館や児童公園など、公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)および、1月2日以降に国または地方公共団体が買収、もしくは寄付を受け、公用または公共の用に供することになった固定資産。
③災害などにより著しく価値を減じた固定資産(火災なども含む)。
④その他、特別の事由があるもの。

減免を受けようとする人は、納期限の7日前までに税務課備え付けの申請書に必要事項を記入し、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して提出してください。

問い合わせ
糸島市税務課
☎(332)2094